

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年11月14日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 梅野 修一

### 1. 業務概要

- (1) 業務名 那覇空港TAP S (先島セクタ) 整備その他工事外 8 件実施設計  
(電子入札対象案件)
- (2) 業務場所  
那覇空港事務所 第二庁舎 : 沖縄県那覇市鏡水 3 3 4  
宮古空港・航空路監視レーダー事務所 : 沖縄県宮古島市平良字下里 1 6 5 7  
下地島空港庁舎 : 沖縄県宮古島市伊良部 下地島空港内  
石垣空港出張所 : 沖縄県石垣市盛山 2 2 2 - 7 2  
那覇空港事務所 統合庁舎 : 沖縄県那覇市安次嶺 5 3 1 - 3
- (3) 業務内容  
「那覇空港TAP S (先島セクタ) 整備その他工事」、「宮古空港TAP S 整備その他工事」、「下地島空港TAP S 整備その他工事」、「石垣空港TAP S 整備その他工事」、「那覇空港TAP S (先島セクタ) 運用移行その他工事」、「宮古空港TAP S 運用移行その他工事」、「下地島空港TAP S 運用移行その他工事」、「石垣空港TAP S 運用移行その他工事」及び「那覇空港FSC用TDU装置設置その他工事」を実施するに際し、必要となる実施設計を行うものである。
- (4) 履行期間 契約締結日の翌平日から令和2年3月19日まで
- (5) 本業務は、競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出及び入札を電子調達システムで行う対象業務である。  
なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

### 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令 (以下「予決令」という。) 第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大阪航空局の平成31・32年度一般 (指名) 競争参加有資格者のうち「その他の業種」「A等級」又は「B等級」の認定を受けていること。(会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)  
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」 (平成30年10月1日付官報) に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。  
但し、(3) の再認定を受けている者を除く。
- (5) 申請書及び資料の提出期限から開札日までの間に、国土交通省大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 (昭和59年6月28日付空経第386号) に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札を参加しようとする者 (設計共同体にあってはその構成員。) の間に資本関係又は人的関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第4条の3第2項の規定に抵触するものでないことに留意すること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (8) 平成16年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の要件を満たす業務の実績を有する者であること。(元請けとしての実績に限る。)  
なお、当該実績が国土交通省の発注した業務実績の場合においては、業務成績評定の評定点が60点未満のものは除く。

1) 同種業務

- ① 航空交通管制業務に係るレーダー施設(※1)
  - ② ILS施設(※2)
  - ③ VOR/DME(若しくはTACAN)施設(※3)
  - ④ 航空交通管制業務に係る管制塔施設のうち、管制卓(通信制御装置)、航空交通管制情報処理システム等におけるホストコンピュータ(メインフレーム、サーバ)(※4)
  - ⑤ 航空運航情報業務に係る施設のうち、  
イ) 運航援助情報業務の放送業務に係る通信制御装置  
ロ) 対空援助業務に係る通信制御装置
- 上記①～⑤のいずれかの新設、又は更新にかかる実施設計業務の実績を有すること。

※1 航空交通管制業務に係るレーダー施設とは、航空路監視レーダー、空港監視レーダー、二次監視レーダー、精測進入レーダー、空港面探知レーダーをいう。

※2 ILS施設のうち、それらを構成する「LOC」、「GS」、「T-DME」のみでも可。マーカー単独の場合は類似とする。

※3 VOR/DME施設は、VOR・TACAN・DMEのみの単独でも可。

※4 航空交通管制情報処理システム等とは、飛行情報管理システム、航空路レーダー情報処理システム、ターミナルレーダー情報処理システム、ターミナルアルファニューメリック表示システム、洋上管制データ表示システム、空域管理システム、航空交通流管理システムをいう。

なお、航空交通管制情報処理システムのうち端末のみの工事及びホストコンピュータ(メインフレーム、サーバ)の増設工事は除く。

※5 訓練、評価及び非常用の無線装置、並びに実験局に使用するものを除く。

※ ①、②、③のうち空中線の設置を伴わない設計は類似とする。

2) 類似業務

- ① 対空通信施設(A/G、RAG、ATIS、RCAG及びAEIS)
  - ② NDB施設
  - ③ 航空交通管制業務に係る管制施設のうち、TDU、WRU
  - ④ 航空保安無線施設等に係るRCM、APDU、ORM、AAM、APID、BIRDS、CCP、DREC、EDU、HMU、MDP、MLAT、OCE、RML、SSE、WAM、WPU、WSDD、WX
- 上記①～④のいずれかの新設、又は更新にかかる実施設計の実績を2件以上有すること。

(注)①、②のうち空中線の設置を伴わない実施設計は類似とはしない。

- (9) 配置予定の管理技術者は平成16年4月1日以降に完了した上記(8)に掲げる業務の何れか1件以上に従事した経験を有する者であること。なお、照査技術者としての実績は認めない。
- (10) 大阪航空局が発注した電気通信工事に係る設計業務で、平成29年4月1日以降に完了した業務の業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が60点以上であること。
- (11) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒540-8559 大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館  
15階 大阪航空局 総務部契約課 契約係  
電話 06-6949-6206 (直通) FAX 06-6949-6220

- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法  
交付期間 令和元年11月14日から令和元年11月28日まで  
交付場所 (1) 担当部局  
交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。  
なお、担当部局以外で入札説明書の交付を希望する場合は、担当部局に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。また、電子データによる配布も行う。電子データによる受取を希望するものは、その旨を担当部局へFAXで連絡すること。その際に、FAXには業者名、社名、担当者名及び送付先メールアドレスを記載すること。
- (3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法  
①電子調達システムにより参加をする者は、令和元年11月28日までに申請書及び資料を下記(5)に掲げるURLに提出しなければならない。  
②紙入札方式による参加を希望する者は、提出期限までに申請書及び資料を上記(1)に掲げる場所に提出しなければならない。  
ただし、提出場所へ持参又は郵送(郵送は書留郵便に限る。提出期限内必着)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着)によることとする。
- (4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法及び入札執行回数  
入札書は、電子調達システムにより令和元年12月20日午前9時から午後5時までに提出すること。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得たうえで、令和元年12月20日午前9時から開札日時までに上記3.(1)あて持参すること。(郵送又は託送による提出は不可)  
開札日時は、令和元年12月23日 午後1時、大阪航空局13階 入札室にて行う。  
入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先  
電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>  
上記(1)の担当部局と同様。

#### 4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
① 入札保証金 免除。  
② 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。  
また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、詳細は入札説明書を参照すること。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 手続における交渉の有無 無。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2.(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、上記2.(3)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- (8) 詳細は入札説明書による。